

新潟県バドミントン協会表彰規定

(目 的)

第一条 この規定は新潟県バドミントン協会（以下協会と称す）が、協会の目的達成のために顕著な貢献があった団体・個人を表彰し、その榮譽をたたえることを目的とする。

(受彰の種類)

第二条 この規定による表彰の種類は、次の通りとする。

- 1、功労賞
- 2、優秀指導者賞
- 3、特別賞
- 4、技能賞
- 5、奨励賞
- 6、感謝状

(表彰の基準)

第三条 表彰基準は団体・個人ともに次の通りとする。

- 1、功労賞は永年にわたり協会の事業に協力し、バドミンントンの普及振興に顕著な成果を収め別表1の各号のいずれかに該当する者とする。
- 2、優秀指導者賞はバドミントン競技で優秀競技者を育て別表1の、各号のいずれかに該当する者とする。
- 3、特別賞はバドミントン競技で別表1の、各号のいずれかに該当する者とする。
- 4、技能賞は全国大会等で成績優秀であり別表2の、各号のいずれかに該当する者であって入賞しても1勝以上することを条件とする。
- 5、奨励賞は北信越・小・中学大会で成績優秀であり別表2の各号のいずれかに該当する者とする。
- 6、感謝状の贈呈は別表1の、各号いずれかに該当する者とする。

(選考の機関及び決定)

第四条 協会に表彰委員会を置く。

委員会は、推薦された受賞候補の選考を審議し、理事会に提案し理事会の議を経て受賞者を決定する。

(候補者の推薦)

第五条 受賞候補者の推薦依頼については、事前に表彰委員会より通知する。

候補者の推薦は協会理事及び支部協会・連盟が推薦する。

(表彰の時期及び方法)

第六条 表彰は毎年、県協会の総会に於いて行なう。

表彰は賞状とし、場合により記念品を贈る。

第七条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、表彰委員会が別に定める。

附 則

- 1、表彰基準表は次頁より別表1,2頁の通りとする。
- 2、この規定は平成十九年四月一日より施行する。